

議案第83号

磐田市旧見付学校条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市旧見付学校条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年9月8日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市旧見付学校条例の一部を改正する条例

磐田市旧見付学校条例（平成17年磐田市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に準拠し」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

磐田市旧見付学校条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置) 第1条 磐田市は、<u>博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に準拠し</u>、郷土に関係ある歴史、教育等に関する資料を市民の利用に供し、もって学術及び地方文化の発展に寄与するため、旧見付学校を設置する。</p>	<p>(設置) 第1条 磐田市は _____、郷土に関係ある歴史、教育等に関する資料を市民の利用に供し、もって学術及び地方文化の発展に寄与するため、旧見付学校を設置する。</p>